

○多賀城市出前講座実施要領

(平成21年8月19日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市の事業や取組に対し市民の理解を高めることを目的として、市の職員が出向き、市の事業や取組を市民へ直接説明する講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座の受講対象は、原則として、多賀城市内に居住し、通勤し、又は通学する10人以上の者の参加が見込まれる団体（任意に結成したものを含む。以下同じ。）とする。

(受講の制限)

第3条 出前講座が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該講座を担当する課（出前講座に講師として出席する職員が所属する課等をいう。以下「担当課」という。）の長は、出前講座の実施を承諾しないものとする。

(1) 苦情、要望、陳情等を目的とするもの

(2) 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とするもの

2 担当課の長は、第7条第2項の規定に基づき出前講座の実施を決定し通知した後、前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、出前講座の実施を中止することができるものとする。

(開催日時)

第4条 出前講座は、原則として月曜日から金曜日までの間の日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多賀城市条例第3号）第9条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。ただし、担当課の長が承諾する場合はこの限りでない。

(会場)

第5条 出前講座を開催する会場（以下「会場」という。）は、当該出前講座を申し込む団体の代表者（以下「申込者」という。）が用意するものとする。

2 会場の使用料等は、申込者の負担とする。

3 会場は、多賀城市内の公の施設、地区集会所その他の施設とする。ただし、担当課の長が承諾する施設については、この限りでない。

(費用)

第6条 出前講座に係る講師料は、無料とする。ただし、当該出前講座に必要な教材、材料等の費用（市が作成した資料に係る費用を除く。）は、申込者の負担とする。

(申込方法等)

第7条 申込者は、あらかじめ市が提示する講座の中から希望する講座を1つ選び、多賀城市出前講座申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の3週間前までに担当課の長へ直接申し込みするものとする。

2 担当課の長は多賀城市出前講座申込書を受領後、速やかに実施の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

多賀城市出前講座申込書

殿

		申込年月日		年 月 日		
団体名				代表者氏名		
連絡先	〒	—	住所			
	氏名	電話		F A X		
希望講座名等	番号					
	所要時間(分)	分	担当部署	参加予定人数		人
上記希望講座を 選択した理由（ 特に聞きたい事 など）						
希望日時	第1希望	月日	年 月 日	時間	時 分	～ 時 分
	第2希望	月日	年 月 日	時間	時 分	～ 時 分
実施予定会場	会場名				電話	
	住 所					

- 希望講座や開催日時、開催場所などを変更する場合又は申込みを中止する場合は、速やかに御連絡ください。
- 担当業務の都合上、日程を変更していただくことがあります。
- 会場使用料や教材費、材料費など講座に必要な費用は、申込者側の負担となります。
- 会場準備等の事前準備は申込者側で用意していただきます。
- 当講座の講師は、担当する業務の説明をしますので、担当以外の業務等について説明できない内容もありますので御了承ください。
また、苦情・要望・陳情等を目的としたものと認められるときは、当該出前講座を中止します。

※上記の内容について同意し、申込みします。

代表者名	
------	--

課 長	課 長 補 佐	係 長	係 員

